

令和3年第1回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和3年1月21日（木）午後1時00分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

18 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 教育長の報告
3. 議案案件
議案第1号 菊池市就学支援費規則の一部を改正する規則の制定について
4. 報告案件
報告第2号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2020年12月）
報告第3号 菊池市教育振興小川奨学金奨学生について
5. その他
6. （教育委員会各課からの事務連絡等）
 - ①行事予定について
 - ②次回の教育委員会議
（通常）令和3年2月22日（月）13：30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 こんにちは。コロナ禍の中で、緊急事態宣言が出されておりますが、菊池市におきましても非常に油断ならない事態が続いております。感染者数も増えております。日本全体のことはいつも情報が流れますから御存じのとおりかと思いますが、小中学校におきましては現在のところ発生はしておりません。ただ、毎日コロナの速報が入ってきますけれども、それでは検査の結果は陰性だったというのがほとんどですが、緊張感をもって今後も当たらなくてはならないと思っているところです。そのような中ではございますけれども、始めさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから令和3年第1回菊池市教育委員会を開会いたします。

まず、教育長の報告を議題とします。教育長報告のレジュメに沿ってお話をいたします。

1番、動静についてでございますが、12月22日、第1回目の教育長・校長異動ヒアリング、それから学校は、12月28日から1月4日まで閉庁しております。

記載しておりますとおりですが、菊池市の成人式につきましては延期をしております。

1月14日、管内の教育長会議の予定でしたけれども、緊急事態宣言を受けて紙面での開催となっております。消防団の出初式は中止となっております。

18日、市内小中学校長会議、それから1月20日、第2回目の教育長・校長異動ヒアリングがございました。それから、本日が教育委員会会議ということで、このあと予定しておりましたICT活用の授業参観はコロナの影響を受けまして延期となりました。今日は臨時議会等もございました。

2番目が、市内の小中学校長会議の連絡事項でございます。

① が管内の教育長会議は紙面開催で会議自体はございませんでしたけれども、その中から紹介します。

県としても来年度が新たな教育プランのスタートの年となると。現在、菊池市におきましては第3期の菊池市教育振興基本、計画も作成中でございます。

不祥事ゼロの取組、それから、「くまもと家庭教育支援チーム」の登録についてお願いがありました。

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止の徹底についてということで、改めてお願いがっております。

高校入試が今後、絡んできますので、入試事務処理で確認がございました。県立高校の受験も2月1日が県立高校の前期選抜試験となりますけれども、このコロナの状況ですので非常に心配される中、幾つかの要件がございましてけれども、無症状の濃厚接触者の受験は認められるとなっております。その確認をいたしました。

それから、現在県全体で「心のアンケート」を実施しております。今各学校で集計中ですが、そのアンケート項目の中ですぐにでも相談したいことがあ

る人の項目がありますので、そこに印がついている児童・生徒については、間髪置かず、すぐに教育相談の実施をということでお話をしたところです。

②に市教委としての連絡事項を何点か挙げております。

安心安全のための学校づくりのためにということで、コロナ、インフルエンザ、それから入試が卒業直前になりますので、いろんな対策について、現在、衛生管理マニュアルのレベル3という一番上の対応がマニュアルにございますけれども、その対応を基にするということに緊急事態宣言を受けて変わっておりますので、その徹底を話しました。

学力向上に関しては、県学力・学習状況調査が12月に終わっておりますので、その活用したことを4月5月に結びつけるというお願いをしました。

タブレットが全学校に配付されておりますけれども、動かしていくにはいろんな基本の作業と、それから約束事の遵守があると思いますので、それを今行ってもらっていますが、年度内に定着、確認のお願いをしました。

いじめ・不登校対策についてはこの後も引き続きということでお話をしています。

「心のアンケート」は県で実施しておりますが、菊池市独自では「こころの間診票」を使っておりますので、年度のまとめに活用するようにという話をしました。

人権教育と啓発の充実で、先ほどと同様のコロナ感染者に対する偏見、差別の防止を重点的に話をしております。

教職員の不祥事防止で、交通事故、それからセクハラ、体罰、飲酒等の根絶、入試事務ミス防止の話をしております。

働き方改革の推進で、これも引き続きの指導でございます。

裏面ですが、その他として、最新のコロナ対策についてで、各教科、レベルが上がりましたので、グループ学習でありますとか理科とか音楽の合唱の問題についてより具体的な対応は各学校で、それから部活動の留意点と、修学旅行、学校行事等についてのコロナ対策について共通理解を図っていただく話をしております。

それから、吃音の理解について、新聞等で少し話題に出ておりましたけれども、いずれにしても教職員研修をしっかりとしてほしいことと、児童・生徒へも研修した内容をきちんと指導してほしいこと。小学校から中学校へのつなぎも大事だということで、「きつおんガール」という本を寄贈いただきましたので、それを教材化できるのではないかと話をしております。

通学荷物の過重対策で、これは一昨年度、話題にしておりましたいわゆる置き勉問題です。今年度になって校長も替わった中で、学校に置いていいものの共通理解を随分図ったのですけれども、それを再度ということで共通理解をお願いしますという話をしております。

それから、プラチナ未来「森の学校・きくち」の開催について、今予定している内容を3月に行う予定にしております。合宿はこの状況でできませんので、オンラインで何かできないかということで、今計画中でございます。

英検の受験の推進については、これも引き続きになりますけども、第3回目の受験についてさらに積極的にお願いをしております。

A L Tの有効活用で、業者のA L Tと前もっての打ち合わせることの重要性について、お話をしています。

会計年度職員の配置については、来年度の見込みについてお話をしております。今後の予定でございます。

それぞれ、延期、中止になるものも出てくるかと思いますが、このような予定が入っております。

1月26日からは、「社会を明るくする運動作文」で泗水中の生徒が日本更生保護女性連盟会会長賞、いわゆる全国で表彰を受けましたので、その表彰がされます。

地域未来塾開校式と書いてありますね。申し訳ありません。閉校式ですけれども、中止になりました。

2月8日、管内の教育長・校長の合同会議がございます。これも紙面開催になる予定です。

12日、市内の小中学校長会議、リモートになるか、これはまだ分かりません。菊池市スクールサポートチーム全体会議はリモートでした。

2月15日、菊池市教育支援委員会がございます。2月17日に最後の第3回目の教育長・校長異動ヒアリングがございます。2月の18日、先ほど言いました、第3期の菊池市教育振興基本計画の作成会議がございます。

来月は2月22日が市の教育委員会会議になります。同時にこの日は市議会の開会日になっております。

早口で申し上げましたけれども、ただいまの報告に質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

次に、議事に入ります。

議案第1号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定についてを議題として、事務局からの説明をお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案書の2ページをお願いいたします。議案第1号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について。菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。なお、本規則は予算を伴うものであり、地方自治法第222条第2項の規定により予算の議決が必要なため、予算議決後、規則の制定が確立するものである。

提案理由でございます。GIGAスクール構想の推進により、オンライン学習通信費を支給対象費用として掲げる必要がある。これが、この規則案を提出する理由でございます。

中身につきましては、以前も少し御説明申し上げましたが、GIGAスクール構想におきまして、1人1台タブレットが導入されております。そのタブレットを家庭に持ち帰りまして使うときにおけます通信費が発生するものに対しまして、準要保護といわれる皆様方に対して通信費を補填するものでございます。設置費等につきましては、以前御審議いただきました補助金で今年度中に整備をしていただくということで進めております。

開いていただきまして、3ページが改正分となります。4ページ目が同じく様式の第1号の1と記載しておりますが、これにつきましては改正並びに様式も変更したということでございますが、中身は、この年度就学援助申請書につきましては、これまではこの申請書と就学援助委任状兼口座振替承諾書という用紙2枚を提出していただくようになっておりましたけども、これを1枚の紙にまとめるということで、ここで申請書の説明の3番、4番、5番を別葉からこちらに移しました。

それから、対象児童生徒がどなたかということも別葉で示していましたものを、世帯状況の所の指名の横に対象児童生徒に丸をつけていただくようにしました。それから、一番下の振込口座の欄につきましても、これまで別葉であったものをこちらに記載していただくということで、2枚ありました様式を1枚にまとめたのが様式の変更でございます。

開いていただきまして、6ページに改正分の新旧対照表がございます。

支給対象費用、第4条でございますが、「就学援助費の支給対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする」というもので、第9項に「オンライン学習通信費」を記載しております。9項が入りましたことで10項に繰り下げるものでございます。

それから、文言の一部修正をしております。審査、認定及び通知、第6条でございますが、「教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助申請書及び意見書が提出されたときは、その内容を審査のうえ就学援助の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。ただし、小学校への入学予定者については、教育委員会から保護者に通知するものとする」に対しまして、今回菊池市学校事務センターに対しましても管理職を配置しておりますので、その文言を加えたものでございまして、「校長又は菊池市学校事務センター長を通じて」と加えたものでございます。

あと、オンラインの学習通信費につきましては、年間1万2,000円という金額が国の基準等でございますので、その金額を計上しております。これにつきましては先ほど申し上げましたように、新年度予算に計上いたしますので、適用日が附則として令和4年4月1日から施行するということで、来年度から適用するための予算を今計上しておりますので、3月議会で承認をいただきましたら、今回の規則の制定が確立するものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明に質疑及び御意見はございませんか。
渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 今回、申請と口座振込と一緒にしたということで、口座振込をぱっと見たときに銀行口座とかあるけど、ゆうちょ銀行とかは記入項目にはないのですか。

安武学校教育課長 今のところ、ゆうちょ銀行は推奨しておりませんが、財務会計上、できないことではございませんので、もしその場合がありましたら、個別で対応したいと思います。以上でございます。

渡邊教育長 可能であれば、利用できるような形に工夫するということになります。

渡邊委員 分かりました。

渡邊教育長 他にはございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。
議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定します。
続きまして、報告案件に移ります。
報告第2号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。
長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 それでは報告をいたします。資料に沿って報告いたしますので、よろしくをお願いします。

2ページを御覧ください。1段目のグラフですが、30日以上欠席している不登校児童・生徒数の経年推移を示しております。12月末時点での不登校の数は76名です。昨年度12月末時点での数は63名でした。1年間で比べると13名多くなっております。

2段目のグラフには、小中学校別の不登校児童・生徒の数を示しております。12月末までの不登校は、小学生は先月から3名増加して26名、中学校は5名増えて50名、合計76名、8名の増加となっております。

3段目のグラフですが、平成20年からの不登校数の経年比較です。過去最高であった昨年度の68名を今年度は上回っております。

次のページを御覧ください。1段目のグラフです。不登校傾向のグラフになります。10日以上30日未満の欠席の児童・生徒数は12月末現在で30名となっております。その内訳ですが、小学生が16名、中学生が14名、合計30名となっております。

2段目のグラフですが、12月末時点での不登校児童・生徒を学年別に見たものです。さらに3段目のグラフは、不登校傾向を学年別に見たものになります。

次のページになりますが、一番上は11月末現在、2段目が12月末現在で、1か月を比べてみました。グラフを見てみますと、小学校5年生、中学校2年生、中学校3年生で不登校が増加しているということが言えます。

また、小学校2年生に不登校と不登校傾向を合わせた数が7名ありまして、特に増加傾向にあると思われまます。

その下を御覧ください。こちらには106名の児童・生徒の不登校の要因を載せております。要因は、不安、その他、無気力、人間関係の順で多い結果となっております。先月の教育委員会でコロナ禍の影響で不登校になった児童・生徒が多いかもしれませんとお伝えしたところ、木村参与から資料をいただきました。本当にありがとうございます。いただいた資料は5ページに掲載させていただいております。

2か月以上もの長期にわたって子供たちが学校に通えない状況が、昨年4月、5月にありました。学校現場では子供たちに学習の機会の保障や、心のケアに力を尽くしていただいたわけですが、一方、当たり前のように存在していた学校に通えない状況が続いて、子供たちや各家庭の日常において、学校がどれだけ大きな存在であったかということが浮き彫りになる結果となりました。

学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、総合的な全人的な発達、成長を保障する役割や、人と人とを安全に安心につなぐ居場所としての福祉的な役割を持っていることが、再認識された結果になったのだと分析しております。学校にはさらに不登校児童・生徒一人一人の要因について探っていただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

資料の5ページの一番上は二つの表になっておりますが、12月末時点では106名のうち56名が、SCかSSWとつながっております。何らかの関係機関とつながっている子供は76名となっております。中学校の数値の向上が見られます。今後も各関係機関に連携を呼びかけてまいりたいと思っております。

6ページです。12月のいじめの報告は、小学校からは上がっておりません。中学校から3件報告を受けております。中学校のいじめ事案は、一つの中学校から3件報告が上がっています。県が実施いたします、いじめなどの実態調査アンケートで分かったという報告が上がりました。

報告があった3件については、以前、学校生活の人間関係で嫌な思いをしたことがあるというアンケート回答で、現在では解消されていると報告を受けており

ます。学校には継続して今後も見守っていただくようお願いをしているところ
です。

3段目のグラフは、12月の適応指導教室の利用状況を示しております。12
月末時点では28名の子供たちが申請、利用している状況になっております。4
教室で一番相談が多かったのは、学習・進路についての相談と対応になっており
ます。

7ページから8ページになります。

適応指導教室の支援の具体的な中身ですが、給食を学校で食べる機会を増やし
ていただいたり、担任の先生や友達と話す機会を学校で意図的に設定していただ
いたり、高校入試を控えている中3の生徒と志望校の通学路を保護者と同行して
確認していただいたりと対応していただいております。

適応指導教室指導員の先生方には、これからの2か月、3か月については、次
の学年を意識した学校復帰の取組をお願いしています。これについては、学校と
の連携も大事になってきますので、個別の対応に努めていただきたいとお願いを
してまいりたいと思います。

続いて、8ページの下の写真ですが、12月に菊池教室で行ったお菓子の家づ
くりの写真の様子を載せております。七城教室では1月に実施を予定しておりま
したけども、コロナの影響で2月に実施を延期させていただきました。また、活
動の際にはお知らせしたいと思います。

それでは、9ページから10ページにかけてです。

心の教室相談の利用状況を示しております。12月は108件の相談件数が上
がっております。五つの心の教室に寄せられた相談内容は、対人関係についての
相談が最も多かったです。

それぞれの教室での取組としましては、県のいじめアンケート調査で気になる
生徒には情報交換を早めに行い、教育相談につなげているという報告が上がって
おります。また、相談員の働きのおかげで修学旅行に参加できた子供が2名いた
という情報も上がっております。さらに中学校3年生の受験生にとって癒しの場
となっているという報告が、それぞれの中学校から上がっておりました。

今後も生徒の心の居場所としての体制づくり、それと学級担任をはじめ各先生
方との連携を行っていきたく思っております。

11ページを御覧ください。菊池市のスクールソーシャルワーカーと、学校支
援コーディネーターの相談利用状況を示しております。1段目のグラフですが、
スクールソーシャルワーカーへの相談件数ですが、12月は、先月の19件から
49件となっております。相談内容としましては、家族・家庭の状況に関する相
談が多く、次に心身に関する相談、生活リズム・生活の乱れが上がっております。
非行・問題行動の相談はありませんでした。

2段目のグラフですが、コーディネーターの相談・対応件数となります。12
月は、不登校に関する相談を中心に関わっていただいております。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告に、何か質疑や御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、続きまして、報告第3号、菊池市教育振興小川奨学金奨学生についての説明を事務局よりお願いいたします。

安武課長。

安武学校教育課長 報告第3号、菊池市教育振興小川奨学金奨学生について御報告申し上げます。

資料につきましては、報告資料の12ページをお願いいたします。

こちらに令和2年度の菊池市教育振興小川奨学金申請者の一覧を記載させていただいております。今回の申請者は高校に対しまして上から4名、それから大学に対しましてその次から8名の、12名の申請がございました。

高校生4名につきましては、12月25日に開催していただきました選考会の結果、4名全てが採択になりました。

大学生の8名につきましては、上から5段目の方については放送大学を希望されております。準要保護の認定等につきましては問題なかったところがございますが、菊池市教育振興小川奨学金条例施行規則の第5条に、奨学生の選考という条文がございます。その条文の第1項が、菊池市教育振興小川奨学金奨学生選考委員会は、申請書が提出した申請書等を基に書類審査を行い、必要に応じて面接、審査を行うものとする。また、選考委員会は非公開とする。

第2項に、選考委員会では、前項の規定により行った審査の結果を踏まえ、申請者の人柄、学力、経済状況等を総合的に勘案して奨学生として採用を内定する者を選考するとございます。先ほど申し上げました選考委員会に、教育委員会のほうでは森職務代理者に参加していただきまして、選考委員会を実施いたしました。

その結果、放送大学につきましては、4年間にかかる学費が約70万円程度で、今回の奨学金につきましては、私立の大学ですと一時金で45万円、それから年間におけます奨学金額が、県内の私立大学ですと年額45万円で、放送大学にかかります費用が経済状況に大きく影響があるかということが議論になりまして、その結果、5段目の方につきましては、総合的に勘案した結果、不採用と判断をされたものでございます。

あと、その4段下にもう1件ございますが、こちらについては準要保護の条件につきましてはNGで、いわゆる経済状況等において該当しないという判断の中での不採用で、この2件のみが不採用で、あとは全て採用という結果になりまして、結果的に新高校生4名、新大学生6名に対し奨学金を給付するというところでございます。

面接とそれから論文等を出していただきまして、内容等も見ていただきましたが、とてもすばらしい生徒さんばかりで、何も問題なく小川奨学金の給付に該当すると判定されたものでございます。

以上、御報告いたします。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次にその他に入ります。
事務局から何かありますか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

— 了 —